

鳴門教育大学学校教育学部定期試験実施細則

平成17年 4 月 1 日

細 則 第 10 号

改正 平成23年 3 月23日細則第 5 号

令和 7 年 3 月26日細則第 4 号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳴門教育大学学校教育学部履修規程（平成16年規程第53号）第15条の規定に基づき、定期試験の実施方法及び時期等について、必要な事項を定める。

(実施時期)

第2条 定期試験の実施時期は、原則として学期末の最終週の月曜日から金曜日又は当該授業科目の授業最終日に実施するものとする。

(試験監督)

第3条 試験監督は、原則として授業担当教員が行う。

(試験問題の作成及び保管)

第4条 試験問題は授業担当教員が作成し、試験問題及び答案用紙は、授業担当教員が保管するものとする。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度入学者から適用する。

附 則

この細則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和7年4月1日から施行する。